

電気供給業を行う法人の 事業税について



令和8年2月
福岡県

目次

1	法人事業税における電気供給業	1
2	課税方式及び税率等	2
3	課税標準の計算方法	2
4	課税方式が異なる事業を併せて行う場合	4
5	電気供給業の分割基準	5
6	電気供給業の法人事業税に関するQ & A	7
7	参考（収入すべき金額から控除できる収入一覧）	11

○この冊子における法令は次の略語（用語）を用いています。

法 地方税法

令 地方税法施行令

規則 地方税法施行規則

通（県） 地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）

（平成 22 年 4 月 1 日総税都第 16 号）

○この冊子における「所得等課税事業」、「収入金額課税事業」、「収入金額等課税事業」の定義は下記のとおりとします。（通（県）第 3 章の用語と同一です。）

① 所得等課税事業：法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業（以下②及び③以外の事業税課税事業）

② 収入金額課税事業：法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業（送配電事業、ガス供給業、保険業等）

③ 収入金額等課税事業：法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業（小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業）

1. 法人事業税における電気供給業

法人事業税における電気供給業は、需要に応じ電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給している実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かは問いません。電力会社が行う電気供給業のほか、太陽光、風力、地熱、水力、バイオマスなどを利用した再生可能エネルギー売電事業も該当します。

○法人事業税における電気供給業の範囲

事業種別	概要
①小売電気事業	電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業
②小売電気事業に準ずるもの	他の者の需要に応じ電気を供給するもの（①、③～⑩を除く）
③一般送配電事業	電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業
④送電事業	電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業
⑤送電事業に準ずるもの	自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物※1により電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者と同項第4号に規定する振替供給を行う事業（③及び④を除く）
⑥配電事業	電気事業法第2条第1項第11号の2に規定する配電事業
⑦特定送配電事業	電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業
⑧発電事業	電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業
⑨発電事業に準ずるもの	自らが維持し、及び運用する発電等用電気工作物※2を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電し、又は放電する事業（発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電し、又は放電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業（①、③、④、⑤、⑥、⑦及び⑩を除く）を含む）
⑩特定卸供給事業	電気事業法第2条第1項第15号の3に規定する特定卸供給事業

以下「小売電気事業等」という。

以下「発電事業等」という。

※1 電気工作物・・・電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物

※2 発電等用電気工作物・・・電気事業法第2条第1項第5号ロに規定する発電等用電気工作物

2. 課税方式及び税率等

電気供給業に係る法人事業税の課税方式及び税率は以下のとおりです。

(法第 72 条の 2、第 72 条の 12、第 72 条の 24 の 2、第 72 条の 24 の 7)

○課税方式及び税率（令和 2 年 4 月 1 日以降開始事業年度※1）

区分		法人事業税		特別法人事業税	
		課税方式	税率	課税標準	税率
【収入金額課税事業】 (小売電気事業等・発電事業等・ 特定卸供給事業※2 以外の電気供給業)		収入割	1. 00%	収入割額	30%
【収入金額等課税事業】 (小売電気事業等・ 発電事業等・ 特定卸供給事業※2)	下記以外の法人	所得割	1. 85%		収入割額
		収入割	0. 75%		
	外形標準課税法人 (法第 72 条の 2 第 1 項 第 3 号イに 掲げる法人※3)	付加価値割	0. 37%		
		資本割	0. 15%		
	収入割	0. 75%			

※1 令和 2 年 3 月 31 日までに開始する事業年度については、課税方式は収入割額のみ。

※2 特定卸供給事業については、令和 4 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から適用。

※3 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号イに掲げる法人（以下「外形標準課税法人」という。）：資本金の額（又は出資金の額）が 1 億円を超える法人（*）をいいます（公益法人等、特別法人、人格なき社団等、みなし課税法人、投資法人、特定目的会社、一般社団法人（非営利型法人に該当するものをく。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）を除きます）。

* 令和 6 年度税制改正により、外形標準課税法人の対象法人の見直し等が行われました。
詳細については、福岡県HPをご覧ください。

3. 課税標準の計算方法

(1) 収入割（法第 72 条の 24 の 2）

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{A 収入すべき金額の総額} - \text{B 控除する金額}$$

課税標準となる収入金額（通（県）3章の4の9の2）とは、原則として、電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合は、これに準ずる方法により計算した収入）をいいます。

電気事業法（第 2 条第 1 項第 17 号）に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、以下の収入を含みます。

- 定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入
 - 業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入
 - 遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入
 - 設備貸付料収入
 - 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法の規定による交付金及び賦課金に係る収入
 - 事業税相当分の加算料金
- 等

○A 収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）3章4の9の1、4の9の3）

〈注〉

1. 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は、値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。
2. 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。
3. 消費税等については、仮払消費税勘定又は仮受消費税勘定をもって整理するものとされています。

○B 控除する金額

（法第72条の24の2・令第22条・自治省告示S30年第29号、S34年第46号）

- 国又は地方団体からの補助金
 - 固定資産の売却による収入金額
 - 保険金
 - 有価証券の売却による収入金額
 - 不用品の売却による収入金額
 - 受取利息及び受取配当金
 - 電気供給業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設によって便益を受ける者から収納する金額
 - 電気事業法第28条の40第2項第1号の交付金
 - 他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の、供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額
 - 収入金額に課される他の電気供給業を行う法人又は卸電力取引所から購入した非化石証書の金額に相当する収入
 - 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第36条の賦課金
 - 損害賠償金
 - 投資信託に係る収益分配金
 - 株式手数料
 - 社宅貸付料
 - 電気供給業を行う法人が高圧配電電圧を6,000ボルトに昇圧することに伴い、需用者の受電設備を新しく取り替える場合等において、当該需用者から収納する金額で次に掲げるもの
 - a 需用者の受電設備を新しく取り替える場合において、当該需用者から収納する旧受電設備の減価償却額に相当する金額
 - b 需用者が旧受電設備を引き渡し難い場合において、当該需用者から旧受電設備の引渡しに代えて収納する旧受電設備の価額に相当する金額
 - c 需用者の希望により技術的に改造の可能な旧受電設備の付帯設備を新たな設備に取り替える場合において、当該需用者から収納する新付帯設備の取替えに要する工事費と旧付帯設備の改造に要する工事費との差額に相当する金額
- 等

※詳しくは、別添「電気供給業における収入すべき金額から控除できる収入一覧」（11p～14p）をご覧ください。

(2) 所得割（法第 72 条の 23）

所得等課税事業の所得金額の計算と同様に、法人税の所得の計算の例によって計算します。

○所得の計算に関する経過措置（令和 2 年改正法附則第 6 条第 2 項）

従来、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人のうち、改正により所得割額を収入割額に合わせて申告を行うものは、欠損金の繰越控除の取扱いについて以下の経過措置があります。

- ・対象となる法人：令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する「最初事業年度」において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定するもので、「最初事業年度」の開始の前日を含む事業年度において当該事業を行っていたもの。
- ・経過措置の内容：令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する「最初事業年度」において、当該事業の課税標準となる所得を算定する際に、「最初事業年度」開始の前日 10 年以内に開始した各事業年度において、当該事業に係る事業税の課税標準を、法人税の課税標準である所得の計算の例により算定していたものとみなします。

(3) 付加価値割（法第 72 条の 14）

付加価値割の課税標準となる各事業年度の付加価値額は、各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額である「収益配分額」と、各事業年度の「単年度損益」との合計額により算定します。

(4) 資本割（法第 72 条の 21）

資本割の課税標準となる資本金等の額とは、各事業年度終了の日における、法人税法に規定する資本金等の額を基礎として、地方税法による加減算等を行った額により算定します。

4. 課税方式が異なる事業を併せて行う場合

(通(県) 3 章 4 の 9 の 9)

原則	それぞれの事業部門ごとに区分計算を行い、それぞれ課税標準額及び税額を算定してください。	例) 不動産会社を経営していて、発電事業も行っている場合。 ① 不動産業（所得等課税事業） →所得割（※所得割+付加価値割+資本割） ② 発電事業（収入金額等課税事業） →収入割+所得割（※収入割+付加価値割+資本割） それぞれの事業に定められた税率を用いて税額の計算を行い、合算により申告してください。 ※外形標準課税法人の場合
-----------	---	---

例外	<p>主たる事業に比較して、従たる事業が社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて、主たる事業の課税方式により課税標準額及び税額を算定することができます。</p>	<p>「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の一割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいいます。</p> <p>附帯事業とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含まれます。</p>
----	--	---

5. 電気供給業の分割基準

(1) 複数の都道府県に事務所等を設けて事業を行う場合

複数の都道府県に事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）を有する法人は、課税標準の総額を一定の基準（分割基準）で分割して関係地方団体ごとの分割課税標準・税額を計算します。

電気供給業は次の区分により異なる分割基準を使用します。（法第72条の48第3項第2号）

区分	分割基準
小売電気事業等	課税標準の1/2：事業所等の数 課税標準の1/2：従業者の数
一般送配電事業 送電事業 （準ずるものを含む） 配電事業 特定送配電事業	課税標準の3/4：事業所等の所在する都道府県において発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路（総務省令で定める要件を満たすものに限る）の電力容量（kw） 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆事業所等が所在するいずれの都道府県においても発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合は、課税標準額の総額を、事業所等の固定資産の価額で分割します。</p> </div>
発電事業等 特定卸供給事業	課税標準の3/4：事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事業所等の固定資産の価額 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◆事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合は、課税標準額の総額を、事業所等の固定資産の価額で分割します。</p> </div>

※配電事業、特定卸供給事業については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から適用。

(2) 複数の電気供給業を行う法人の分割基準

分割基準が異なる複数の電気供給業を行っている場合は次の区分によります。

(法第 72 条の 48 第 9 項)

	区 分	併せて行う事業	分割基準
①	一般送配電事業 送電事業 (準ずるものを含む) 配電事業	左記以外の事業	上記「一般送配電事業、送電事業 (準ずるものを含む)、配電事業、特定送配電事業」の分割基準を使用
②	発電事業	区分 1 の事業及び発電事業 以外の事業	上記「発電事業等、特定卸供給事業」の分割基準 を使用
③	①、②以外の場合		電気供給業のうち主たる事業の分割基準を使用

(3) 電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う法人の分割基準 (法第 72 条の 48 第 10 項)

電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行う場合で、電気供給業が主たる事業であるときは、電気供給業の各区分の分割基準により、電気供給業以外の事業が主たる事業であるときは、当該電気供給業以外の事業の分割基準によることとなります。

電気供給業の法人事業税に関する Q&A

Q 1 電気供給業とは？

A 1 需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく許可等を要する事業であるか否かを問いません。(通(県)3章4の9の2)

Q 2 収入金額課税事業と収入金額等課税事業又は所得等課税事業のうち複数の事業の区分計算を行う場合において、共通する収入金額又は経費があるときはどうすればよいですか？

A 2 収入金額課税事業と収入金額等課税事業又は所得等課税事業のうち複数の事業に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費をそれぞれの事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準(按分基準)によって按分してください。(通(県)3章4の9の5)

按分基準による数値(按分率)の求め方は、まず、収入金額課税事業、収入金額等課税事業の順に算定し、所得等課税事業の按分率は以下の算定式で求めます。

$$1 - \text{収入金額課税事業の按分率} - \text{収入金額等課税事業の按分率} = \text{所得等課税事業の按分率}$$

按分率の小数点以下の端数については、按分基準の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てます。

例えば、按分基準となる総売上金額が1億円の場合、けた数の9に1を加えた、小数点10の位以下を切り捨てます。

Q 3 年度によって区分計算による申告をしたり、取りやめたりしてもよいですか？ また、按分基準を年度ごとに変更してもよいですか？

A 3 企業会計原則の「継続性の原則」に準じて、いったん事業部門ごとの区分計算による申告の方法、あるいは主たる事業に対する課税方法を採用した場合は、每期継続してこれを適用し、みだりに変更しないでください。区分計算に用いる按分基準も同様です。

ただし、ひとつの事業部門の廃止や規模の縮小等、正当な理由がある場合は、この限りではありません。

Q 4 電気供給業を行う予定ですが、まだ施設建設中等で準備段階です。実際に電気の供給を行っていない場合の事業年度の課税はどうなりますか？

A 4 電気の供給を開始していない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しませんので、所得割（外形標準課税法人については、付加価値割及び資本割を含む）により申告してください。（法第 72 条の 2、法第 72 条の 12）

Q 5 主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみを設置して事務所又は事業所が所在しない県がありますが、この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A 5 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は、事務所又は事業所には該当しませんので、当該設備のみ所在する県には申告義務はありません。（通（県） 1 章 6）

Q 6 「他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合の、他の電気供給業を行う法人への支払金額に相当する収入金額」を控除する際は、他から供給を受けたものすべてを控除することができますか？

A 6 他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて供給を行う場合に、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限られます。（通（県） 3 章 4 の 9 の 6）

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については、控除の対象とすることはできません。

Q 7 中間（予定）申告は必要ですか？

A 7 収入金額課税事業又は収入金額等課税事業を行う法人で事業年度（通算子法人の場合は親法人の事業年度）が 6 月を超える法人は、法人事業税・特別法人事業税については必ず、中間申告納付（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をする必要があります。（法第 72 条の 26 第 8 項ただし書き）

Q 8 発電事業等（収入金額等課税事業）とその他の事業（所得等課税事業）を併せて行っている場合、所得等課税事業の欠損金額を収入金額等課税事業に係る所得から繰越控除できますか？

A 8 できません。各事業年度の収入金額等課税事業（法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる法人が行う事業に限る）又は所得等課税事業に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額に限るものとされています。（通（県） 3 章 4 の 7 の 4（2））また、6 号様式別表 9 についても、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業のものと法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる事業のものとを明らかにして、それぞれの事業毎に作成していただくこととなります。

Q 9 複数の都道府県に事務所等を設けて事業を行う場合の分割基準はどうなりますか。

A 9 電気供給業とそれ以外の事業を併せて行っている場合は、まず、それらの事業のうち主たる事業を判定します。主たる事業の判定については、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合には従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。（通（県） 3 章 9 の 11）

- ・主たる事業が電気供給業の場合は、5 p～6 pに掲載の「5. 電気供給業の分割基準」によります。
- ・電気供給業以外の事業が主たる事業の場合は、当該事業について定められた分割基準によります。（法第 72 条の 48 第 10 項）

【非製造業の分割基準】 課税標準の 1/2 を事務所等の数、残りを従業員の数

【製造業の分割基準】 従業員の数（資本金が 1 億円以上の場合は、工場の従業員数の 1/2 を加算）

Q 10 申告書にはどのような書類を添付するのですか？

A 10 一般的な法人が申告書に添付する書類以外に、次の書類を提出してください。

- ①決算書（貸借対照表、損益計算書）（写）
- ②法人税明細書別表 4（所得金額の計算に関する明細書）（写）
- ③所得金額に関する計算書（第 6 号様式別表 5）
- ④収入金額に関する計算書（第 6 号様式別表 6）
- ⑤雑収入の明細書
- ⑥＜電気供給業と所得等課税事業を併せて行う場合＞

所得金額の課税標準算定に係る計算書（任意様式・作成例を福岡県の HP に掲載しています）

⑦<外形標準課税法人の場合>

- ・付加価値額及び資本金等の額の計算書（第6号様式別表5の2）
- ・付加価値額に関する計算書（第6号様式別表5の2の2）※
- ・資本金等の額に関する計算書（第6号様式別表5の2の3）※
- ・特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書（第6号様式別表5の2の4）※
- ・報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）
- ・労働者派遣等に関する明細書（第6号様式別表5の3の2）※
- ・純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）
- ・純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）

※ 必要に応じて提出をお願いします。

⑧<複数の都道府県等に事務所等を設けて事業を行う場合>

課税標準の分割に関する明細書（第10号様式）

* その他、必要に応じて関係書類の提出をお願いする場合があります。

※詳細につきましては、所管の県税事務所にお尋ねください。

電気供給業における収入すべき金額から控除できる収入一覧

【注意】

収入金課税事業と所得金課税事業を区分して申告する場合は、所得金課税事業に係る収入を混在させないよう、留意してください。

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
国又は地方団体から受けるべき補助金 法第72条の24の2第1項	○ 国や地方団体から直接交付される補助金等 雇用開発助成金、企業立地促進交付金、大規模太陽光発電設備設置促進補助金、固定資産税前納報奨金など ○ 国や地方団体から間接的に交付される補助金等 ・クリーンエネルギー自動車導入促進補助金 （国 → （一社）次世代自動車振興センター → 受給者） ・原子力立地給付金 （国 → （一財）電源地域振興センター → 受給者） × 国・地方団体が関与しない補助金等 再生可能エネルギー固定価格買取制度における費用負担調整機関からの交付金、健康保険組合からの健康診断料補助金など
固定資産の売却による収入金額 法第72条の24の2第1項	○ 固定資産の売却により得た収入 自動車売却益、発電設備売却益、土地売却益など ※ 事業譲渡益で固定資産の売却益が含まれている場合、固定資産の部分とそれ以外が明確に区分できる場合は、固定資産の売却益のみ控除。明確に区分できない場合は全ての益を控除。
託送供給に係る料金に相当する収入 法附則第9条第8項、施行令附則第6条の2第2項、規則附則第2条の7の2	○ 収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、当該他の電気供給業を行う法人に支払うべき金額に相当する収入 （平成12年4月1日～令和8年3月31日までに開始する各事業年度に限る） ○ 配電事業者を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業者を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して託送供給を行う場合の、配電事業者が配電事業に係る定期支払額として一般送配電事業者に対して支払うべき金額に相当する収入及び一般送配電事業者が配電事業に係る定期支払額として配電事業者に対して支払うべき金額に相当する収入 （令和5年4月1日～令和8年3月31日までに開始する各事業年度に限る） ○ 発電事業者が一般送配電事業者による託送供給により電気の供給を行う場合の、当該託送供給の料金として支払うべき金額（発電側課金）に相当する収入 <pre> graph LR 需要家[需要家] -- 電気料金 --> 小売[小売] 小売 -- 託送料金 (90) --> 送配電[送配電] 送配電 -- 発電側課金 (10) --> 発電[発電] 送配電 --- Total[託送料金の総額(100)] 発電 --- Total2[発電費用(発電側課金相当額を含む。)] </pre> （令和6年4月1日～令和8年3月31日までに開始する各事業年度に限る）

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
使用済燃料再処理等積立金に相当する収入 旧法附則第9条第18項、旧施行令附則第6条の2第6項	○ 一般送配電事業者の収入金額のうち、特定実用発電用原子炉設置者に対して交付する、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じた使用済燃料の再処理等に要する費用に充てるため積み立てるべき金銭（使用済燃料再処理機構に対して支払う金額）に相当する収入 （平成28年10月1日～令和2年3月31日までに開始する各事業年度に限る）
廃炉積立金に相当する収入 法附則第9条第19項、施行令附則第6条の2第8項	○ 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける、廃炉積立金として積み立てる金額に相当する収入 （平成29年4月1日～令和9年3月31日までに開始する各事業年度に限る）
（一社）日本卸電力取引所における自己約定取引に係る収入 法附則第9条第20項、施行令附則第6条の2第9項	○ （一社）日本卸電力取引所において売却した電気を自らが購入する場合において、当該電気の料金として支払うべき金額に相当する収入 （平成30年4月1日～令和9年3月31日までに開始する各事業年度に限る）
電気の安定供給確保のため、経済産業省で承認されたグループ会社間取引に係る収入 法附則第9条第21項、施行令附則第6条の2第10項、規則附則第2条の8	○ 一般送配電事業者及び送電事業者による小売電気事業又は発電事業の兼業が禁止されることに伴い、分社化しグループ会社となった電気事業者間の取引に係る収入金額のうち、電気の安定供給確保のためにやむを得ずグループ会社間で行わなければならないものとして、事前に経済産業大臣の承認を受けた取引の料金として支払うべき金額に相当する収入 （平成31年4月1日～令和11年3月31日までに開始する各事業年度に限る）
原子力損害賠償金等に相当する収入 法附則第9条第22項、施行令附則第6条の2第11項、規則附則第2条の9	○ 一般送配電事業者が顧客から託送料金の一部として回収した上で、原子力発電事業者に交付（原子力損害賠償負担金及び原子力発電廃炉円滑化負担金）する金額に相当する収入 （令和2年4月1日～令和12年3月31日までに開始する各事業年度に限る）
容量拠出金及び電源入札拠出金に相当する収入 法附則第9条第25項、施行令附則第6条の2第13項、規則附則第2条の11	○ 小売電気事業者等が容量市場において広域的運営推進機関に支払うべき金額及び一般送配電事業者等が電源入札等において広域的運営推進機関に支払うべき金額に相当する収入※ （令和6年4月1日～令和9年3月31日までに開始する各事業年度に限る） ※広域的運営推進機関へ支払った容量拠出金の額に、広域的運営推進機関がWebサイトで年1回公表している「容量確保契約金額に係る収入金課税事業者割合」を乗じた金額
保険金 施行令第22条第1号	○ 保険会社から支払われる保険金、補償金等の収入 火災保険金、盗難保険金、損害保険金、休業補償金、逸失利益に係る補償金（自然災害や盗難等不測の事故による喪失利益の補償）など
有価証券の売却による収入金額 施行令第22条第2号	○ 有価証券の売却による収入（解約差益を含む） 株式、債券、手形、小切手等の売却により得た収入
不用品の売却による収入金額 施行令第22条第3号	○ 不用品の売却により得た収入 消耗品等の不用品（固定資産以外）の売却により得た収入

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
受取利息及び受取配当金 施行令第22条第4号	○ 受取利息や受取配当金の収入（収入の性質が利息や配当に該当する収入を含む） 金融機関等の預金利息、国債・地方債・社債の利息、役員への貸付金に係る認定利息、貸付金から生じる利息、株保有に伴う配当金、各種保険契約から生じる配当金など 各種税金の還付加算金（性質が利子に準ずるものであるため） 各種共済の割戻金（配当金に相当）
電気供給に係る施設整備について需要者から収納する金額 施行令第22条第5号	○ 電気供給業を行う法人が当該事業に必要な施設を設け、電気の需要者（顧客）や当該施設によって便益を受ける者から収納する金額 電気通電に要する工事負担金など
災害復旧交付金 施行令第22条第6号	○ 広域的運営推進機関が交付する電気工作物の災害その他の事由による被害からの復旧に関する費用の一部に充てるための交付金 （令和3年4月1日以後に終了する事業年度から適用）
他社から購入した電気代に相当する収入 施行令第22条第7号	○ 収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、顧客から支払われる供給を受けた電気の購入代金に相当する収入 <div data-bbox="483 884 1356 1120" style="text-align: center;"> <pre> graph LR A[他の電気供給業者] -- 供給した電気代A --> B[電気供給事業者] B -- 電気代(電気代A分含む) --> C[顧客] C -- 電気代(電気代A分含む) --> B </pre> </div> × 他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて、自社で消費した場合の買取電気代 × 地方団体や個人から電気の供給を受けて、顧客に電気の供給を行う場合の、顧客から支払われる供給を受けた電気の購入代金に相当する収入（取扱通知（県）第3章4の9の6）
非化石証書購入金に相当する収入 施行令第22条第8号、施行規則第4条の2の2	○ 収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非FIT非化石証書を購入した場合（卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。）であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合における当該購入の対価として支払うべき金額に相当する収入 （令和2年4月1日以後終了する各事業年度）
再生可能エネルギー固定価格買取制度の賦課金 施行令第22条第9号	○ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第36条に規定する、電気の使用者から受け取る賦課金
損害賠償金 施行令第22条第12号、昭和30年8月10日自治庁告示第29号	○ 電気供給業を行う法人が被った損害等により、他者から支払われる賠償金、補償金等の収入 設備損壊による弁償金、電気供給機会の逸失に伴う補償金、利益補填の補償金など

項目・根拠	例（○…控除可 ×…控除不可）
投資信託に係る 収益分配金 施行令第 22 条第 12 号、昭和 30 年 8 月 10 日自治庁告示第 29 号	○ 投資信託に係る収益分配金
株式手数料 施行令第 22 条第 12 号、昭和 30 年 8 月 10 日自治庁告示第 29 号	○ 株式の売買に伴う手数料収入
社宅貸付金 施行令第 22 条第 12 号、昭和 30 年 8 月 10 日自治庁告示第 29 号	○ 法人従業員（代表者・役員含む）等への社宅提供に伴う家賃収入など 社宅家賃、会社寮の使用料、社宅・寮の附属駐車場使用料など × 法人従業員等以外に対する、不動産賃貸収入 一般向け賃貸住宅等の家賃収入、一般向け土地賃貸収入、電柱敷地料、アンテナ 基地局設置料など
受電設備の取替 に伴い、電気需 用者から収納す る金額 施行令第 22 条第 12 号、昭和 34 年 11 月 7 日自治庁告示第 46 号	○ 電気供給事業者が高圧配電電圧を 6,000V に昇圧することに伴い、需 用者の受電設備を新しく取り替える場合等において、当該需用者から収 納する以下の収入 1. 需用者の受電設備を新しく取り替える場合において、当該需用者か ら収納する、旧受電設備の減価償却額の相当額 2. 需用者が旧受電設備を引き渡し難い場合において、当該需用者から 旧受電設備の引渡しに代えて収納する、旧受電設備の価額に相当す る額 3. 需用者の希望により、技術的に改造可能な旧受電設備の付帯設備を 新たな設備に取り替える場合において、当該需用者から収納する、 新付帯設備の取替に要する工事費と旧付帯設備の改造に要する工事 費との差額に相当する額
原子力発電の共 同研究施設等の 費用分担金 施行令第 22 条第 12 号、昭和 42 年 3 月 17 日自治省告示第 55 号	○ 原子力発電による電気供給事業者が、原子力発電所の共同研究に要す る施設等の費用の分担金として、他の電気供給業を行う法人から収納す る金額
特別資金援助に 係る資金交付額 施行令第 22 条第 12 号、平成 23 年 8 月 10 日総務省告示第 379 号	○ 原子力事業者が、原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する特別 資金援助に係る資金交付の額

【参考】以下に例示する収入は、控除できません。

- × 消費税清算時に生じた差益
- × 実際の収入である受贈益、現金過多
寄附金・祝儀・見舞金等の受贈益、現金過多による収入など
- × 消費税免税事業者に係る消費税

